

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）47

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43847

1

佐藤總理訪米資料(昭四〇・一)

南方班
用

- 1 アメリカ局長
- 2 西塚参事官
- 3 北米局長

- 3 佐藤 總理訪米
- 情報文化局長
- アジア局長
- 欧亜局長

極秘

黄田次官、在京米大使との首談要旨

昭和37.12.11

12月11日午後、特使在京米大使、黄田次官と米訪

会談した。要旨の通り、(首談時間約

十分)

1. ハロコソコソ (別添回覧)

2. ワトソン沖純高等年務官の東京訪問について
の新聞報道。

(大使)
本11日の朝、ワトソン高等年務官が、14日東

京において佐藤総理と会談し、沖縄の自治権拡大

について話合ふ云々と報道して、ワトソン高等年

務官、米軍人の沖縄の施政権返還について口を出

す権利は在り、米がアメリカより touchy な問題に

な新聞に種々書かれるのは困る。

岡高等年務官は協議委員会出席及び佐藤総

理に利する表敬のため来日するものである

3. 佐藤 総理の訪米

(大使) 11月8日帰国し、約1ヶ月滞米の予定がある。

(エマーソン公使滞日中のため、彼の帰任日時と調整の
要がある。)

片目前に佐藤総理とあつ目総理との間に

大統領との会談が成功するよう側面的に援助を

取らる。

大統領と総理の会談の議題が固まつたり、
在京米大使館と外務省との間では協議を行なつ

た。

(次官) 目的とする議題としては、東西関係、

中国、Vietnam、日韓、沖縄、小笠原、防共その他

両国間の懸案問題等を考へてゐる。

(大使) 沖縄について米占領を討議せしむる意向

あり。

(次官) 自治権拡大、経済援助等を考へてゐる。

(大使) 施政権の即時返還、米軍の撤退等について

取らる。

(新聞に対しては総理訪米について
の打合せとのみ述べることに合意)

1965

468

総理訪米資料

極秘

議題 3. (1) 沖縄、小笠原問題の経緯と現状

1. 沖縄問題

(1) 経緯及び現状

(イ) 1945年米国が琉球諸島を占領して以来、現在まで米国は同地に事実上の軍政を布いてきている。一方1952年の平和条約第3条によつて、日本は、沖縄が米国唯一の施政権者とする国連の信託統治の下におかれるまで、沖縄での立法、行政、司法の権利は米国が行使することを認めたので、わが国は、これら諸島にいわゆる潜在主権を持つのみとなつた。

(ロ) 米国の沖縄施政の基本法は、1957年の大統領行政命令(1962年修正)である。この行政命令によつて、国防長官の管轄下に琉球列島米国民政府がおかれ、現役

軍人の高等弁務官がその長となり、文官の民政官がこれを補佐している。

高等弁務官は、琉球政府の法律に優先する布告、布令、または規則の公布権、琉球政府の法律案及び法律の拒否権、琉球政府行政主席及び副主席の任命権、すべての公務員の罷免権及び合衆国の安全または重大な利益に影響を及ぼすと認める民事、刑事裁判に関与する権限等広範な権限を与られている。

一方、大統領行政命令によつて、住民自身により構成される琉球政府がおかれ、行政命令に特別の定めのある場合以外は、立法、司法、行政を行なう権限を有しているが、たとえば法律の制定についても、すべて高等弁務官との事前の調整を必要とし、民政府より指示がある場合には、その指示に従つて法案を修正しなければならない。

また司法権についても、高等弁務官が米国の安全、財産または利益に重大な影響を

及ぼすと認める事件については、琉球政府の裁判権の下にあるべき事件も民政府裁判所に委ねられるので、琉球政府の司法権は大きな制約をうけている。

(b) 日本政府の現地における機関としては、1952年日米間の合意により、総理府の出先機関として、那覇南方連絡事務所が設置されているが、同事務所の職務は、米国により承認された行政事務的な13項目の所掌業務に限定されている。

(c) 沖縄に対する日米両国の援助は次のとおりである。

(1) 日米両国政府の現在までの対沖縄援助額

(a) 日本政府の対沖縄援助額

昭和	千円	千ドル
34会計年度	155,636	432
35会計年度	138,797	386
36会計年度	579,573	1,610
37会計年度	1,074,102	2,984

38会計年度	1,983,531	5,510
39会計年度	2,010,472	5,585
40会計年度 (予定)	2,865,630	7,960

(b) 米政府の対沖縄経済援助額

米会計 年度	合衆国援 助額	高等弁務官 一般資金	計 (千ドル)
1959	2,453	4,222	6,675
1960	5,335	5,278	10,613
1961	6,737	7,678	14,416
1962	5,577	8,444	14,021
1963	6,960	10,100	17,060
1964(推定)	8,150	9,715	17,865
1965(予定)	12,000	10,423	22,423

上に示されたごとく、日米双方からの援助は増加してきているが、沖縄の経済基盤強化のため、この際一層の援助増大が望まれる。

(山) 沖縄援助に関する協議委員会及び技術委員会

1961年6月池田総理訪米の際、ケネディー大統領との間に、沖縄住民の民生福祉増進のための援助に関する日米協力が確認され、次いで1962年3月ケネディー大統領は、前記池田総理との了解に基づき、沖縄援助供与について、日米間で明確な取極を行なうために協議を開始することを声明した。

この声明に基づき、本年4月25日署名された交換公文により、東京に沖縄援助に関する両国政府の政策調整のための日米協議委員会が、また現地に援助実施のための日米琉技術委員会が設置された。

協議委員会、技術委員会とも、本年すでに3回開催され、来年度の日本の対沖縄援助予算についてきわめて有益な協議が行なわれてきており、援助予算の日米間の調整機構は円滑に運営されてきている。

(カ) 米側の基本的態度

アイゼンハワー大統領は、1954年年頭教書において、沖縄基地を無期限に保持する方針を明らかにした。また1957年岸総理訪米の際の岸、アイゼンハワー共同声明においては、日本が琉球諸島に対する潜在主権をもっていることを確認する一方、極東の緊張が存在する限り、米国が同諸島を引続き保持する必要を認める旨が記載された。

1962年3月19日のケネディー声明では、沖縄が日本本土の一部であり、沖縄人が日本国籍を保有することを認め、自由世界の安全保障上の利益が、沖縄を日本の完全な主権の下に復帰せしめることを許す日を待望する旨述べると同時に、沖縄の軍事基地としての重要性を強調し、復帰の日までは、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処すべき旨を述べている。

具体的には、沖縄住民の経済、福祉水準向上のための諸提案を議会に提出すること、米

側が保留する必要のない行政権限の琉球政府への委譲及び住民の自由に対する制限の撤廃について、継続的な検討を行なうことを約している。

(3) 問題点とわが方の方針

(1) 施政権の返還問題

平和条約によつて、日本は米国が国際連合に対して、沖縄を信託統治の下におくこととする提案をなす場合は、これに同意すること、また上記提案のあるまでの間、米国が同地域に施政権を有することを認めている。従つてわが国は、条約上の権利として施政権の返還を要求することはできないと考えられる。

しかしながら、施政権返還が沖縄住民を含むわが国の国民的要望であることにかんがみ、歴代の政府は機会をとらえて、施政権返還を米側に要求してきており、極東の現状及び米側が沖縄を極東戦略上最も重要な軍事基地として重視していることから、

その早期返還は困難な問題である。

(2) 自治権拡大問題

1957年の琉球列島の施政に関する大統領行政命令(1962年改正)において、国防長官は、民主主義の諸原則に基づき、有効な、かつ、責任ある琉球政府の発展を奨励する旨の規定があり、1962年3月のケネディー大統領声明においても、必ずしも米国が保留しておく必要のない行政事務を琉球政府に委譲すること等の検討を指令している。ワトソン将軍が高等弁務官に就任して以来、米側としても自治権拡大に関する住民の要望をとり入れんとする姿勢はみられ、これまでのところ、すでに具体的に、(1)沖縄と本土との間の渡航手続の簡素化、(2)死文化または重複した一部布令の廃止、(3)一部刑事事件の米民政府裁判所から琉球政府裁判所への移管等の措置がとられた。

しかし、さらに一層の自治権の拡大が望ま

れ、そのため当面の措置としては、

1. 副主席及び各局長の任命権の琉球政府への委譲。
2. 各種公社の管理権の委譲。
3. 琉球銀行の監督権の委譲。
4. 旧沖縄県有財産管理権の委譲。
5. 法案に関する事前、事後の調整の簡素化。
6. 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大。
7. 出版物許可制の廃止。
8. 琉球、本土間渡航制限の緩和。
9. 日本国旗掲揚の自由化。
10. 日本本土籍者の沖縄への転籍許可制の廃止。
11. 身分証明書に「琉球人」と記載されているものを「日本人」に変更。
12. 沖縄への無査証72時間立寄り許可制実施。

等が考えられる。

なお、現地には、行政主席公選実現の声

も強いが、本件は慎重に検討を要する。

さらに、沖縄施政にあたり、日本本土の行政制度を参考とするため、米民政府に日本人の行政顧問をおき、その上南連事務所機能を強化する等を要望することも考えられる。

5) 日米間の協議

沖縄に対する援助に関する協議委員会及び技術委員会は、みるべき成果をあげているが、政治面での諸問題については、これに該当する常設の日米協議機関がない。米国の沖縄施政に伴う種々の問題を賢明に処理するためには、日米間の十分な相互理解が必要であると考えられるので、沖縄問題全般についても、日米間の連絡を一層緊密にすべきであるとの意識を両国が持つことが必要であると考えられる。

秘

アメリカ局長

参事官

米米課長

山野特連局長の牛場外務審議官

来訪の件

40.1.6
米北

山野特連局長は総理に同行予定の牛場外務審議官及び安川参事官に沖縄・小笠原問題に就き特連局の考え方を説明するため1月6日同審議官を来訪した。安川参事官同様、

1. 先が山野局長は、総理訪米に際して、同局が提出した対米折衝案について次の如く説明した。(本件は12月28日在米米口大使館サハレーン参事官に就いて山野局長から^{異国語}説明した由)。

(1) 行政命令の改訂

第8条、行政主席の任命方式

単一候補者の公選に在り。

GA-4

外務省

候補者の連記制を考慮し

うる案と思ふ。

第11条、高等弁務官による布令、

布告の公布、

高等弁務官は「必要の際」布令布

告の公布権がある。これ

「緊急の際」に改める要あり

(2) 布令、布告公布の制限、

高等弁務官の布令、布告が多すぎると、琉球

域内の琉球住民に及ぼす立法(水道

管理、サマ物の税等)は民法

に委譲すべきである。

(3) 市町村自治法の充實

琉球政府の自治権拡大は、米口の施

政権との関係から限度がある。

GA-4

外務省

市町村の自治は民政社との関係なし、
自治権の拡大を、市町村の自治権の拡大
という形で拡大したい。

(4) 基地の運営に直接又はを大に関係の
ない行政権の琉球政社の委譲

基地行政と、基地との関係のない行政
があり、これは分離可能と思われる。
後者を琉球政社に委譲する

(5) 日米協力体制の確立

日本も沖縄基地の重要性を認め、^{必要があるが}米にも
沖縄を返還する建前で施政を行う
(^{現在の施政は返還が建前で行われること})
要あり、^{要あり}双方で理解を深め協力する。
^{日米}
これのため、協議委員会において、

行政問題についても協議しうべき
改正する、これにしたい。

(6) 行政アドバイザー制の確立

現地米に施政当局は、何かと言えは直ぐ米
の専門家と招いて企業を率えさせ、
然し、沖縄の凡ゆる組織は日本のそれ
と同じであらう。

日本へ返還の場合の困難を少くする意
旨に従えば、かかる場合は日本の
やり方であるべきである、民政社以外の
行政顧問を置いてその意見を徴する。

(7) 通商米ドルと結び、沖縄経済の米

国依存度が強くなった。各種企業が
漸次米軍会社の系列下に入る傾向
あり(ERP会社の進出、琉球電機)

(8) 南連事務所の機能の強化。

沖縄の経済援助に關する事項を

南連の所帯事務とに追加^しが方針

の経済援を民生向上のためを目的

に投入が如しである。

(9) 小笠原基金

基金が許さないとする意向がある。

2. これに対し、室川等が官の次の如き感觸

を述べた。

11総理とラ大使会談の際、全く個人的感

觸であるかと前提し、ラ大使は

協議委員会が協議事項中に行

政一般に關する事項を含ましめる

こととせらるやう、と述べたが、

米政府が^{この基金に}自分自身も加をかけること

ことと同意するが甚だ疑問、極く思ひ

(12) 小笠原基金のついでに北支は

ありたいが。

(14)